

序 章 社会福祉学は「社会」をどう捉えてきたのか

「社会的な」社会学と社会福祉学

社会福祉士とは、社会的なソーシャルワーカーの訳語である。⁽¹⁾

では、「社会的な」とは何を意味するのだろうか。ここに、「社会的なもの」に関する、公的な機関が出した報告書がある。

日本学術会議の社会学委員会・社会学の展望分科会の「社会学分野の展望——良質な社会づくりをめざして『社会的なるもの』の再構築」と題した報告書だ。ここで、「社会的なるもの」とは、次のように説明されている。

共同体的な拘束から解放された諸個人がどのようにして連帯しうるのか、しかも国家的・政治的統合とも市場的・経済的連携とも異なるかたちで、どのように「社会的」に結びつき、相互に助け合えるのかという関心であった（日本学術会議 2010：1）。

この見解にしたがえば、ソーシャルワーカーとは「共同体的な拘束から解放され」、昔ながらの相互扶助の恩恵を受けづらくなった個人が「連帯」し、『『社会的』に結びつき、相互に助け合』うことに関わる仕事をする人となる。

近年の「非正規雇用労働者の切捨てから無差別殺傷事件など」の出来事は、いわば「社会の質」の劣化を示しているように思われるとし、「この劣化をくいとめ、良質な社会を作っていくことが必要であるが、その際注目されるのが『社会的なるもの』の働きである」と記されている。社会学は「社会的なるもの」を問いつけることで、そうした社会の質の劣化を食い止めるべく存在してきたと説く。

近代社会に対する自省的理解をめざして生まれた社会学は、その学問的發展の当初から、伝統的な共同体の原理に代わる近代的な社会的連帯の原理として「社会的なるもの」に深い関心を寄せてきた（日本学術会議 2010：1）。

「社会的なもの」とは何か

「社会的」という言葉はさまざまに多義である。市野川容孝は、著書『社会』のなかで「社会的なもの」という言葉を①自然の対立項とされるもの、②個人に対置されるもの、③国家との対比で語られるもの、④日本語で忘却されてきたものに整理している。この四つめの意味するものに関して、フランスやドイツの憲法に明記されている「社会的な国家」に相当する日本語は「福祉国家」であるが、「社会的な国家≠福祉国家」にならない日本語の現状が例にあげられる（市野川 2006：v-x）。

この「社会的なもの」は、社会学の営みにおいておざなりにされることも多かったという。この「社会学的不忘却」について、市野川は次のような理由を挙げている。「社会学は『価値自由』という周知の原則を自らに課しつつ、自らが分析や記述のために用いる『社会的』という言葉から、その規範的要素を極力そぎ落とし、この言葉を人間関係や相互行為を漠然と指し示すものへと抽象化してきた」（市野川 2006：35-36）。

北田暁大は、このように「脱規範化」された社会学のスタイルの起源を一九世紀末から二〇世紀初頭にかけてのシカゴに求める。当時、シカゴの街の「最暗黒」部分に「科学的な考察の明かりを灯して社会問題を解決しようとしたのは、市内のスラム街に設立されたセツルメント「ハルハウス」とシカゴ大学社会学部であった。両者は互いに密接に影響しあった一方で、緊張をはらむ関係でもあったという。ハルハウスのジェーン・アダムスらは、スラム街で隣人と交流する「住民 (residents)」となり「社会調査 (social survey)」をおこなった。これに対し、シカゴ大学のロバート・パークは都市を実験室と位置付けてそれをフィールドにした生態学を展開する。ここで、パークはソーシャルワークや彼女らが取った調査方法を女性がするものと位置付けジェンダー化することによって、社会学と社会福祉の実践を差異化し、「社会的なもの」を忘却していったという（北田 2015）。

いっぽう、社会福祉学では「社会的なるもの」をどう捉えてきたのか。日本学術会議の報告書では、社会学における論点や課題などが整理された後に、社会福祉学の論点・課題・展望が続く。そして「社会福祉学での『社会的なるもの』の確立」の項に、以下のような記述がある。

わが国においてボランティア活動やNPO活動の意義が社会的に認められるようになったのは、周知のよう

に、阪神・淡路大震災以降のことに属する。その背景には、新しいサービス提供組織としての期待とともに、ボランティア活動やNPO活動が社会の基底をなす人と人とのつながりの回復を促す契機になりうるのではないか、社会的に排除された人びとを包摂する手がかりが含まれているのではないかという期待がある。そこには、人びとの「社会的なるもの」の回復にたいする期待が込められている。社会福祉学は、公と民、あるいは国家と個人の二分論を超えて、日本で新たな社会システムの構築を図っていく先導的役割の一端を担うべきである。それは、既に述べた第三領域である地域社会という舞台をもとに、自助と公助に加えて互助をもって、「社会的なるもの」の復権を目指すことである（日本学術会議 2010：16）。

社会福祉学は、「社会福祉にいう『社会』という語句のもつ意義について改めて問い直すことが求められている」（日本学術会議 2010：17）とする。しかしながら、上記の文章には社会学の立場とは大きく異なる点が存在する。それは、『「社会的なるもの」の復権』が「自助と公助に加えて互助でもって」目指されていることだ。

そもそも、日本学術会議の報告書の定義に照らすと、「共同体的な拘束から解放された諸個人」というのは、地縁や血縁でつながった社会集団のなかの互助の恩恵を受けることができな個人を指す。自助も（伝統的な）互助も頼れない個人が、「市場的・経済的連携とも異なるかたち」で、どのように「社会的」に結びつくかが問われていたはずだ。しかしながら、日本の社会福祉（学）の領域には、「自助と公助に加えて互助でもって」、「社会的なもの」を復権させるべきという思考回路を成立させるマジックが存在する。

日本の「社会的なもの」の「社会福祉学的歪曲」

本来 social work は、自助も（伝統的な）互助も頼れない個人を、いかに社会的に結び付け、相互に助け合うかに関わる仕事であった。だからこそ、近代化や産業化が進んだ都市、スラムを孕む都市がソーシャルワーカーを生んだのだ。それにもかかわらず、日本には「社会的なもの」を「自助＋公助＋互助」と位置付けて良しとするマジックが存在する。

そうした「社会的なもの」の「社会福祉学的歪曲」の先駆者の一人は田子一民だろう。田子は『社会事業』（1922）の冒頭の一文で、「社会事業」つまりソーシャルワークは、「社会連帯の思想を出発点」とし、そのうえで「日本式社会事業（強調点ママ）」の必要を説いた（田子 1922：1）。ちなみに、ここで「社会事業」という語は、欧米の動向を踏まえつつ慈善事業や感化救済事業とは異なる「social work」を指すと同書に明記されている（田子 1922：14）。そして社会連帯の思想を「簡単」に言う「私達の社会」という「観念」になるとしたうえで、この「私達の社会」を「私達の家」と言い換えた（田子 1922：9-10）。つまり家族内で支え合うように、社会の構成員全員に対しても同様の関係にあると自覚するよう求めている。仁政を説く田子の日本式社会事業とは、儒教的な社会規範のもとにあり（池本 1998：322）、いわば social work は主に武士階級の学門として定着していた中国由来の在来知（第一章）から捉え直されたといっている。

society や social の訳語に「社会」という語が当てられてから約半世紀のこの時期、たとえば方面委員設置に関するパンフレットには、「社会」に「せけ（世間）」とルビがふられていた（村島 1929：11）。social が世間と翻訳されると、社会連帯は世間の連帯であり、当時の人々にとって「私たちの家」はなじみやすい言い換えであったのかもしれない。

こうしたマジックは、現在も息づいているように思える。

たとえば、一九九〇年代の社会福祉の基礎構造改革のなかでも、社会連帯は強調されていた。一九九七年の厚生労働省の報告書「社会福祉の基礎構造改革について（主要な論点）」には、二か所、社会連帯に言及されている。一つが「社会福祉の理念」として、「個人の自己責任による解決に委ねることが適当でない生活上の問題に関し社会連帯の考え方に立った支援を行うことにより個人の自己実現と社会的公正の確保を図る」という箇所。また二つめは「改革の基本的方向」に「⑤住民の積極的な参加による豊かな福祉文化の土壌の形成」があり、ここでは「社会連帯の考え方に基づき、幅広い住民の積極的な参加を得て豊かな福祉文化の土壌を形成する」とされている部分だ（厚生労働省 社会福祉事業等の在り方に関する検討会 1997）。

一つめの社会連帯は、基礎構造改革では、サービスの質と効率性の確保、幅広い要望に 대응べく市場化・多元化が推進されるなか、生活困窮者等に対して「社会連帯の考え方に基づく公的助成を行うことにより、利用者を支える仕組みが必要」とされた。これはノーマルな社会連帯の解釈といえる。

これに対し、二つめの社会連帯は、「福祉文化の土壌の形成」を通じた互助が期待されている点において、本来の意味と異なる。この文面には儒教の教えのかけらもなく、市民の主體的な参加からなる社会連帯が謳われている。しかしながら、一年後に公表された「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」（一九九八年）では、同じ福祉の文化の醸成が推奨されたにかかわらず、以下のように社会連帯の語は消えている。

（7）福祉の文化の創造

社会福祉に対する住民の積極的かつ主体的な参加を通じて、福祉に対する関心と理解を深めることにより、自助、共助、公助があいまって、地域に根ざしたそれぞれに個性ある福祉の文化を創造する（厚生労働省 中央

社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会（1998）。

既視感があると思えば、この文は「地域社会という舞台をもとに、自助と公助に加えて互助でもって、『社会的なるもの』の復権を目指す」（日本学術会議 2010：16）という日本学術会議の報告書の一文と似ている。また二〇一二年に成立した「社会保障制度改革推進法」にも、同様の文言が並んでいる。

第二条第一項 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。

しかし、「自助、共助、公助」のフレーズは、政策統括官（総合政策担当）が実施する検討会、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（厚生労働省 2017）では繰り返されなかった。「地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながる」、「地域共生社会」という新しい言葉が紡ぎだされている。ここでは、「社会」を脱ぎ捨てた「連帯」が挿入されている。

地域全体が連帯し、地域の様々な資源を活かしながら取り組む（厚生労働省 2017：2）。

今ではもう、連帯は「社会的なもの」である必要はないと考えられているかのようだ。

いっぽうで、「地域共生社会」のような思考は、一般社会でも語られている。昔は日本では大家族が当たり前で、にぎやかに暮らし、ご近所と助け合いながら暮らしていた、戦後、経済成長をとげ、物質的には豊かになったものの、失ったものは大きかった、しかし、私たちは相互扶助の文化をもっていた、最近では他の先進国でも「参加」や「参画」は重視されている、日本人のなかには相互扶助のDNAがあるはずだから、そうした「人と人とのつながり」「絆」を取り戻そう、云々。しかしながら、歪曲された「社会的なもの」や社会連帯の理解と、「参加」の食べ合わせは至極悪いと考えている。

二〇一四年に採択された「ソーシャルワークのグローバル定義」では、地域やコミュニティの「自発的な取組」は重視されている。たとえば、定義に新しく盛り込まれた「社会開発」や「社会的結束」(第五章)である。また「地域・民族固有の知 (indigenous knowledge: 本書では、在来知と表記する) (第一章) という言葉は、近代化以前の相互扶助的な営みなども一つの知として尊重するものだ。一見、この新定義は、日本のソーシャルワーク領域独特の「自助と公助に加えて互助(あるいは共助)」から成る「社会的なもの」にお墨付きを与えるような気もする。この理解は合っているのだろうか、間違っているのだろうか。日本の福祉行政や社会福祉学におけるエキセントリックな「社会的なもの」や社会連帯の理解のまま、この先も、やり過ぎしていいのか。

各章の概要

近代的な専門家像が設計された一九世紀末に比べると、現在の情報環境は格段に恵まれたものになっている。こうした環境は、専門家と素人の非対称性を改善するという意味では理想的なものである一方、専門知へのアクセスの優位性が専門家の専門性を支えるという前提を揺るがしかねない。こうした時代、一般の人々も専門家を離れた

専門知と日々向かい合うことになるが、どのように専門家や専門知と接したらいいか。これに加えて、日本の福祉行政や社会福祉学はエキセントリックに「社会的なもの」や社会連帯を理解している問題がある。この問題に蓋をしたまま、人口が減少しゆく社会を乗り切ることはできるのだろうか。

本書は、ソーシャルワークのグローバル定義にある鍵概念の理念や原理、その論拠となる思想や歴史的な背景などを明らかにすることを通じて、これらの疑問に迫るものである。その際、キーワードとして在来知、植民地主義、多様性、社会的結束、現地化を選んだ。これらの言葉は、新たに定義に盛り込まれたもの、あるいは以前に比べて重要視されるようになったものである。

第一章では、新定義において「在来知⇨地域・民族固有の知」が、ソーシャルワーク固有の理論やその他の人間諸科学の理論とあった、これまで論拠としていた知と同等のものと明記されたことについて考察する。他の学問分野における在来知に関わる議論も参考にしながら、それが重視されるようになった背景を明示する。新定義における知のあり方の変化を明らかにし、日本における展開の可能性を探る。

第二章では、ソーシャルワークのグローバル定義の注釈部分で明記された、過去のソーシャルワークにおいて顕著だった植民地主義への反省に注目する。ソーシャルワークの先駆的な事業とされるものの多くが、植民地主義的なメタファーでおおわれていたことを指摘し、この思考が日本に輸入され、それが定着していった痕跡をあげたい。第三章では、第二章で取り扱ったソーシャルワークの植民地主義が貧民救済やソーシャルワークの必要性を喚起した側面があることに注目した。事象として、米騒動の前後の時期に大阪を中心に高まった動物愛護運動と方面委員制度の創立を取り上げる。

第四章では、「多様性 (diversity) の尊重」について考察した。その語源や歴史的経緯、思想的背景を整理した後、

多様な属性をもつ人々を抑圧する社会構造を批判的に分析できる知識と、それぞれ異なる配慮ができる能力をソーシャルワーカーとして身につける必要があることを指摘した。

第五章では、新定義に新たに登場した「社会的結束 (social cohesion)」に焦点を当てる。国や国際機関、そしてソーシャルワーク領域において、この語が注目されるようになった経緯と背景を概観する。そのうえで、社会的結束の概念にはリスク回避のための社会統制という側面があるのか、あるとすれば新定義における他の価値や概念と矛盾しないか、イギリスでの事例を取り上げながら考察したい。

第六章では、二〇一四年ソーシャルワークのグローバル定義以降の日本のソーシャルワークのあり方を問うべく、現地化の定義や日本内外の現地化に関する議論を概観し、今後の日本の実践や研究で現地化という考えをどのように活かしたらいいか検証する。

終章では、社会保障領域のみならず生活のさまざまな領域で存在してきた「アンペイド・パブリック・ワーク」について言及した。これは、市場経済の外で行われるアンペイド・ワークであり、かつ公的な業務を遂行する仕事を指す。日本では在来知の影響を受けて、現在まで存続してきたものの、弱体化してきたと認識されている。「社会的なもの」にかけられたマジックを解くべく、その「弱体化」の背景を検討し、その問題点を考察する。

(1) 日本社会福祉士会は、社会福祉士を Certified Social Worker と英訳している。